

岩手県告示第451号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成25年6月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
近藤歯科医院	上閉伊郡大槌町栄町21番7号	平成23年3月11日
小松歯科医院	上閉伊郡大槌町大町4番25号	平成23年3月12日
中央調剤薬局	二戸市堀野字馬場7番地6	平成25年1月31日
アイン薬局山田店	下閉伊郡山田町山田第5地割66番地18	平成25年2月28日
フジ調剤薬局	北上市上江釣子15地割57番地2	平成25年3月30日
佐々木歯科医院	遠野市松崎町白岩23地割71番地5	平成25年3月31日
医療法人のんびりさくらクリニック	奥州市水沢区字横町210番地	平成25年4月17日